

事務所だより

第194号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

通勤手当の非課税限度額引き上げ

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部改正が公布され、自動車や自転車などの交通用具で通勤する従業員に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、令和7年11月20日施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に適用されます。

対象となる通勤手当

今回の改正で対象となるのは、自動車や自転車などの交通用具使用者への通勤手当です。「片道の通勤距離」に応じて1か月当たりの非課税限度額が決まる区分で、このうち片道10km以上の各区分で非課税限度額が引き上げられました。片道2km以上10km未満と、2km未満の各区分と、交通機関・有料道路利用者への通勤手当は、今回の改正による変更はありません。

改正前後の比較

自動車や自転車などで通勤する従業員に支給する通勤手当の1か月当たりの非課税限度額は、別表のように改正されています。4月からの遡及分を別途「追加支給」として支払う場合は、すでに支給した通勤手当と追加支給額の合計が、改正後の非課税限度額の範囲内に収まっていれば、その全額が非課税として扱われます。

年末調整・

給与計算の実務

遡及適用に伴い、「すでに課税された手当」の精算処理を行うこととなりますが、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当のうち、改正前の限度額を超えて課税されていた部分については、年末調整で一括調整することが認められています。

《別表》

片道の通勤距離	改正後の限度額（月額）	改正前の限度額（月額）
55km以上	38,700	31,600
45km以上55km未満	32,300	28,000
45km以上55km未満	25,900	24,400
45km以上55km未満	19,700	18,700
45km以上55km未満	13,500	12,900
45km以上55km未満	7,300	7,100
45km以上55km未満	4,200	4,200
2km未満	全額課税	全額課税

事務処理手順は次のとおりです。
①、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当のうち、施行日前（11月19日）までに支払われた「課税済み通勤手当」を洗い出す。
②、源泉徴収簿の余白を活用して「非課税となる通勤手当」を記載する。

③、給与総額からの差し引きと源泉徴収票に反映する。
④、中途入社や退職者へは源泉徴収票の「再交付」で対応する。



国税庁：通勤手当の非課税限度額の改正についてより

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

令和8年4月からの健康保険被扶養者認定

協会けんぽに加入している事業主宛に「被扶養者状況リスト」が届きましたでしょうか。年間収入が認定要件を上回った被扶養者の扶養解除手続きが必要となります。

現在の認定要件

現在の健康保険被扶養者の認定は、次の①②どちらも満たす場合に「被扶養者」として認定されています。

①年間収入が130万円未満、60歳以上または一定の障害者は180万円未満、19歳以上23歳未満（配偶者を除く）は150万円未満

②被保険者と同一世帯に属している場合は被保険者の年間収入の2分の1未満、被保険者と同一世帯に属していない場合は被保険者からの援助に依る収入額より少ないこと。

①の年間収入は、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから今後1年間の収入見込みによって総合的に判定されています。

令和8年4月からの

認定要件

Q 当社は、諸事情により6月と12月の賞与支給月を6月と1月に変更し、1月の「賞与支払届」を提出したところ、「賞与支払届」に関する提出勧奨のお知らせが届きました。なぜ届いたのでしょうか。

賞与の支給月を変更したとき

A 社会保険事務手続きでは、賞与支給日から5日以内に「賞与支払届」を提出することとなっています。

この「賞与支払届」は、社会保険の新規適用届や事業所関係変更（訂正）届に賞与支払予定月を記入して提出した場合に、日本年金機構から支払予定月の前月に「賞与支払届」及び「賞与不支給報告書」が送付されるようになっています。また、賞与支払予定月の翌月までに「賞与支払届」が提出されない場合は、賞与支払予定月の翌々月に提出勧奨のお知らせが送付されるようになっています。

そのため、賞与支払月を変更する場合には、変更前の賞与支払月に「賞与不支給報告書」を提出します。その際に、賞与支払予定月の変更を記載する欄へ変更後の賞与支払予定月を記入しておくことで変更後の賞与支払予定月の前月に「賞与支払届」及び「賞与不支給報告書」が送付されるようになります。

御社の場合、12月の賞与についての「賞与不支給報告書」を提出してください。

令和8年4月からは、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定が行われ、年間収入に時間外労働に対する賃金等を含まないこととなります。

通知書等に記載された賃金から算出した年間収入が、①年間収入の基準額（130万円／180万円／150万円）未満であれば、原則として被扶養者として取り扱われます。ただし、労働契約の更新や賃金変更など条件が変わった場合には、その都度、最新の契約内容をもとに確認を行い、必要に応じて書面の提出を求めることとされていますので、留意してください。

【厚生労働省】労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて「令和7年10月1日、

保保発1001第3号、年管管発1001第3号より」

12月の労務手続
「提出先・納付先」

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

翌年1月5日

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

「公共職業安定所」

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

○給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出

「給与の支払者」

賞与支給月の場合

○賞与を支給したとき…支払日から5日以内に賞与支払届の提出

「年金事務所」

○賞与の支給がなかったとき…賞与不支給報告書の提出

「年金事務所」

編集後記

以前からスポットワークの企業側からの直前キャンセルについて問題視されていましたが、ついに司法の場で争われることとなりました。どのような判決となるのか、注目しています。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com